

丸亀市財政健全化計画【第三次改定】

(平成 17 年度～平成 26 年度)

平成 1 9 年 9 月

1. 計画制定の背景

本市の財政は、景気低迷による市税の減収や国庫補助負担金の削減、地方交付税の抑制などにより、歳入不足に直面しています。

歳出では、合併による事務の統合などにより削減効果はあるものの、扶助費等の義務的経費や国保特別会計・老人保健特別会計等に対する繰出金の増加が著しく、厳しい財政状況になっています。

平成17年度予算につきましても、財源不足を基金の取り崩しにより補ってきました。

平成18年度以降も多額の歳入・歳出の構造的な隔たりが予測され、このままでは4年後の平成21年度には財政再建団体への転落が見込まれ、一刻も早い抜本的な行財政構造の改革が必要となってきます。

この状況を回避するため、丸亀市行財政改革推進計画の策定と連動した「財政健全化計画」を策定し、その計画に基づき歳入・歳出全般にわたり、徹底した見直しを実施することとしました。

2. 計画期間

丸亀市財政健全化計画	平成17年度から平成26年度までの	10年間
うち集中財政再建期間	平成18年度から平成20年度までの	3年間

集中財政再建期間：財政再建団体転落を回避することが第一の目標となります。

このため、各種の取り組みを実施しましたが、予断を許さない状況であることから、緊急回避措置として、歳出抑制の時限的措置を講じます。

このことにより、平成24年度には、単年度・累積収支ともに黒字化を目指します。

.....参考

行財政改革推進計画（集中改革プラン）の期間：平成17年度から平成21年度

財政構造：平成17年度～平成21年度中に単年度収支の均衡化

平成22年度以降の早い時期に累積収支の黒字化を目指し、歳入に見合った財政構造へ

予算規模：平成21年度には、約350億円に縮小（合併特例債事業も含む）

経常収支比率：平成16年度 95.9% 平成21年度までに 93.0%

3. 丸亀市財政健全化計画(第3次改定 H19.9)

総合計画 前期基本計画期間(平成19年度~平成23年度)

総合計画 実施計画期間(平成19年度~平成21年度)

集中改革プラン期間(平成17年度~平成21年度)

区分 / 年度	2004 16 決算	2005 17 決算	2006(H18)			2007(H19)			2008(H20)			2009(H21)			2010(H22)			2011(H23)			2012(H24)			2013(H25)			2014(H26)		
			H17.8 中期試算	H19.3 第2次改定	決算	H17.8 中期試算	H19.3 第2次改定	H19.8 第3次改定	H17.8 中期試算	H19.3 第2次改定	H19.8 第3次改定	H17.8 中期試算	H19.3 第2次改定	H19.8 第3次改定	H17.8 中期試算	H19.3 第2次改定	H19.8 第3次改定	H17.8 中期試算	H19.3 第2次改定	H19.8 第3次改定	H17.8 中期試算	H19.3 第2次改定	H19.8 第3次改定	H17.8 中期試算	H19.3 第2次改定	H19.8 第3次改定			
1 市 税	12,697	12,985	12,400	12,900	13,031	12,400	13,491	13,900	12,400	13,651	14,085	12,400	13,591	14,035	13,686	14,185	13,776	14,335	13,676	14,285	13,726	14,385	12,400	13,776	14,485				
2 地方交付税(地方債振替含)	8,230	8,145	8,134	7,629	7,631	8,097	7,858	7,199	7,987	7,732	6,802	8,236	7,920	7,061	7,977	6,939	8,174	7,293	8,562	7,544	8,818	7,725	8,684	8,901	7,859				
3 譲与税・交付金	2,586	2,678	2,664	3,096	3,089	2,664	2,047	2,035	2,664	2,046	2,035	2,664	2,015	2,035	2,013	2,035	2,012	2,035	2,012	2,035	2,012	2,035	2,664	2,012	2,035				
4 分担金・負担金	518	467	400	421	426	400	294	294	400	300	294	400	300	294	300	294	300	294	300	294	300	294	400	300	294				
5 使用料・手数料	1,327	1,457	1,392	1,408	1,459	1,392	1,356	1,356	1,392	1,341	1,341	1,392	1,341	1,341	1,341	1,341	1,341	1,341	1,341	1,341	1,341	1,341	1,341	1,341	1,341				
6 国・県支出金	5,602	5,813	5,024	5,135	5,022	4,854	5,441	5,409	4,854	5,489	5,489	4,854	5,443	5,443	5,165	5,102	5,042	5,102	5,249	5,102	5,062	5,102	4,854	4,994	5,102				
7 繰入金	5,135	1,457	2,577	1,267	1,267	1,894	1,707	2,207		800	1,100		800	950	700	840	100	100											
7-1 繰入金(合併振興基金分)														90	90	182	182	185	185	188	188		191	191					
8 諸収入など	2,529	3,168	1,448	1,911	1,969	1,300	1,147	1,497	1,300	1,140	1,140	1,300	1,290	1,290	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,300	1,100	1,100				
9 市 債(合併特別債分)		3,339	1,900	364	364	1,900	1,752	1,484	1,900	5,988	4,659	1,900	3,307	4,395	1,177	1,284	1,177	1,284	1,177	1,284	1,177	1,284	1,900	1,174	1,284				
10 市 債(退職手当債分)							700			500	500		420	200															
11 市 債(臨時財政対策債除)	2,162	1,012	1,000	644	636	1,000	444	392	1,000	814	500	1,000	945	500	912	500	988	500	913	500	790	500	1,000	881	500				
12 その他収入(繰越金)	1,084	2,279		2,009	2,009		293	1,473		163	160			46	15	80	51	12	95	26	624	370	468	433					
合 計	41,870	42,800	36,939	36,784	36,903	35,901	36,530	37,246	33,897	39,964	38,105	34,146	37,372	37,590	34,476	33,790	34,243	33,578	34,610	33,696	35,138	34,324	34,594	35,138	34,625				

区分 / 年度	2004 16 決算	2005 17 決算	2006(H18)			2007(H19)			2008(H20)			2009(H21)			2010(H22)			2011(H23)			2012(H24)			2013(H25)			2014(H26)		
			H17.8 中期試算	H19.3 第2次改定	決算	H17.8 中期試算	H19.3 第2次改定	H19.8 第3次改定	H17.8 中期試算	H19.3 第2次改定	H19.8 第3次改定	H17.8 中期試算	H19.3 第2次改定	H19.8 第3次改定	H17.8 中期試算	H19.3 第2次改定	H19.8 第3次改定	H17.8 中期試算	H19.3 第2次改定	H19.8 第3次改定	H17.8 中期試算	H19.3 第2次改定	H19.8 第3次改定	H17.8 中期試算	H19.3 第2次改定	H19.8 第3次改定			
1 人件費	10,281	9,547	9,723	9,617	9,442	9,835	9,083	9,751	9,724	8,969	8,689	9,443	8,586	8,329	8,011	7,858	7,831	7,786	7,083	7,080	7,268	7,169	7,979	7,207	7,219				
うち職員給与等(内数)	8,789	8,477	8,548	8,117	8,019	8,360	7,901	7,841	8,124	7,519	7,389	7,868	7,211	7,129	6,861	6,808	6,606	6,586	6,333	6,330	6,268	6,269	6,904	6,157	6,194				
うち退職手当(内数)	1,492	1,070	1,175	1,500	1,423	1,475	1,182	1,910	1,600	1,450	1,300	1,575	1,375	1,200	1,150	1,050	1,225	1,200	750	750	1,000	900	1,075	1,050	1,025				
2 扶助費	5,280	5,906	6,050	6,219	6,005	6,100	6,565	6,365	6,150	6,595	6,395	6,200	6,625	6,425	6,655	6,455	6,685	6,485	6,715	6,515	6,745	6,545	6,450	6,775	6,575				
3 公債費	4,030	3,876	3,842	3,848	3,849	3,607	3,744	3,631	3,350	3,530	3,447	3,566	3,736	3,557	3,997	3,755	3,752	3,505	4,096	3,758	4,323	4,053	3,380	4,275	4,064				
4 物件・補助・維持補修費	8,797	8,032	8,000	7,752	7,377	8,000	7,823	7,623	8,000	7,782	7,523	8,000	7,675	7,625	7,675	7,475	7,675	7,475	7,675	7,475	7,675	7,476	8,000	7,675	7,475				
5 投資及び出資金・貸付金	1,264	948	1,000	727	694	1,000	700	700	1,000	700	700	1,000	700	700	700	700	700	700	700	700	700	700	1,000	700	700				
6 繰出金	3,490	3,624	3,750	3,901	3,759	3,800	3,726	3,726	3,850	3,815	3,815	3,900	3,861	3,861	3,921	3,921	4,021	4,021	4,111	4,111	4,211	4,211	4,150	4,311	4,311				
7 その他経費			74				50																						
8 投資的経費	6,079	3,871	2,500	3,099	3,005	2,500	2,213	2,159	2,500	1,900	1,900	2,500	1,900	1,900	2,100	2,100	2,100	2,100	2,200	2,200	2,078	2,078	2,500	2,280	2,280				
9 合併特別債事業		3,514	2,000	500	471	2,000	2,329	2,046	2,000	6,920	5,510	2,000	3,945	5,089	1,358	1,474	1,358	1,474	1,358	1,474	1,358	1,474	2,000	1,360	1,474				
10 その他経費(積立金)	371	1,473		828	828		134	1,085		82	80			24	8	40	26	6	48	13	312	185		234	217				
10-1 前年度繰上充用金									941			3,618	329										11,671						
合 計	39,592	40,791	36,939	36,491	35,430	36,842	36,367	37,086	37,515	40,293	38,059	40,227	37,357	37,510	34,425	33,778	34,148	33,552	33,986	33,326	34,670	33,891	47,130	34,817	34,315				

区分 / 年度	2004 16 決算	2005 17 決算	2006(H18)			2007(H19)			2008(H20)			2009(H21)			2010(H22)			2011(H23)			2012(H24)			2013(H25)			2014(H26)		
			H17.8 中期試算	H19.3 第2次改定	決算	H17.8 中期試算	H19.3 第2次改定	H19.8 第3次改定	H17.8 中期試算	H19.3 第2次改定	H19.8 第3次改定	H17.8 中期試算	H19.3 第2次改定	H19.8 第3次改定	H17.8 中期試算	H19.3 第2次改定	H19.8 第3次改定	H17.8 中期試算	H19.3 第2次改定	H19.8 第3次改定	H17.8 中期試算	H19.3 第2次改定	H19.8 第3次改定	H17.8 中期試算	H19.3 第2次改定	H19.8 第3次改定			
歳入歳出 差 引	2,278	2,009	0	293	1,473	941	163	160	3,618	329	46	6,081	15	80	51	12	95	26	624	370	468	433	12,536	321	310				
(単年度収支)	(271)	(271)	(1,372)	(182)	(105)	(1,298)	(492)	(114)	(344)	(34)	(36)	(68)	(44)	(14)	(529)	(344)	(156)	(63)	(147)	(124)									
実質収支	1,910	1,640	0	268	1,458	941	163	160	3,618	329	46	6,081	15	80	51	12	95	26	624	370	468	433	12,536	321	310				
(歳入歳出差引 - 翌年度へ繰り越すべき財源)																													
基金残高(合併振興基金除く)	4,437	4,453	1,894	4,014	4,014	0	2,441	2,892	0	1,723	1,872	0	923	946	231	146	157	52	205	65	517	250	0	751	467				
合併振興基金(25億)残高	-	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500	2,410	2,410	2,228	2,228	2,043	2,043	1,855	1,855	2,500	1,664	1,664				
再掲 + (合併振興基金を含む)	4,437	6,953	4,394	6,514	6,514	2,500	4,941	5,392	2,500	4,223	4,372	2,500	3,423	3,446	2,641	2,556	2,385	2,280	2,248	2,108	2,372	2,105	2,500	2,415	2,131				

合併振興基金 25 億円について H19 年度より弾力的な取り扱いとなったため、合併振興基金を分離して計上する(繰入金の計上は H22 より)

4. 丸亀市財政健全化計画第3次改定（平成19年9月）

今回の改定は、下記の内容を主とします。

- 1 平成18年度については、決算確定に基づき計上します。
- 2 平成19年度については、当初予算額に繰越事業分を加え、決算見込みを勘案して計上します。
- 3 平成20年度以降については、現時点で平成19年度以降の国の各制度改正や本市の状況などの動向が把握できる内容には修正計上しますが、その他については、平成19年度の制度が継続されるものとして計上します。

合併特例債事業について

第2次改定で計上した安全安心のまちづくりに係る教育施設、防災関連施設、コミュニティ施設などの整備については、引き続き合併特例債の活用事業として推進しますが、まず、第一に国県補助事業等を活用し、特別財源を除く部分について合併特例債を発行します。

また、計上にあたっては、総合計画の実施計画とリンクし毎年事業内容を精査し、合併支援期間内（H17～H26）に事業実施するものとして計上します。

平成18年度決算の状況（主に第2次改定との比較）

歳入の状況

- 1 市税は、決算確定により1億31百万円の増となります。
- 2 地方交付税は、特別交付税分の確定により2百万円の増となります。
- 3 国・県支出金は、事業費の確定により1億13百万円の減となります。
- 4 繰入金は、第2次改定と同額となります。
当初繰入総額 19億98百万円 12億67百万円
主な減額 退職手当基金（5億23百万円）教育文化基金（2億5百万円）
- 5 諸収入は、決算確定により58百万円の増となります。
- 6 市債は、発行額の確定により変更となります。

歳出の状況

- 1 人件費は、退職金などの確定により1億75百万円の減となります。
第2次改定 15億円 14億円23百万円（65人）
- 2 扶助費は、支給対象者数の確定により2億14百万円の減となります。
- 3 物件費・補助費は、執行段階で内容精査し支出抑制などにより3億75百万円の減となります。
- 4 投資的経費（合併特例債活用事業を含む）は、事業費の確定により1億23百万円の減となります。

収支及び基金について

- 1 第2次改定（H19.3）において、第1次改定より7億49百万円の改善となりましたが、さらに歳入における市税、使用料・手数料、諸収入などの増加、また、歳出においても各項目における執行残により、14億58百万円の実質収支を確保し、第2次改定と比べて11億90百万円の改善となります。
- 2 基金の状況は、平成18年度末において、第2次改定と同額で65億14百万円となります。

平成 19 年度の状況

平成 19 年度は、当初予算額を基本に平成 18 年度繰越事業経費（54 百万円）を加え、決算見込みを勘案して修正します。

歳入について

- 1 市税は、平成 19 年度において三位一体の改革に伴う税源移譲や税制改正等が実施され増額となります。

個人住民税は、当初調定により 2 億 33 百万円の増を見込みます。
法人税は、景気の回復基調の持続により大手企業分等で 1 億 23 百万円の増を見込みます。
固定資産税は、当初で調定額がほぼ確定したことにより 1 億円の増を見込みます。
- 2 地方交付税は、普通交付税の交付額決定により 6 億 59 百万円を減額修正します。

普通交付税は、基準財政需要額において単位費用の大幅な減、さらに、旧地域総合整備事業費をはじめとする事業費補正が逐次終了することなどにより 2 億 81 百万円の減となり、また基準財政収入額においては、市民税の過少計上により 4 億 27 百万円の増額となり、臨財債、錯誤、その他の変動要素を加え 6 億 65 百万円の減額となります。
平成 19 年度から導入される新型交付税分（面積・人口）については、当初予算とほぼ同額を確保します。
- 3 地方譲与税・交付金は、平成 19 年度基準財政収入額を参考に修正します。
- 4 分担金・負担金及び使用料・手数料は、第 2 次改定と同額とします。
- 5 国・県支出金は、扶助費の減にともなう変更、また、一部交付決定済の事業もありますが、現時点では合併特例債事業である中津土器線における減額の 32 百万円以外は、第 2 次改定と同額とします。
- 6 繰入金は収支のバランス調整により、財政調整基金 3 億円、退職手当基金 2 億円を増額します。
- 7 諸収入は、昭和町市有地用地の売却収入分 3 億 50 百万円を増額します。
- 8 市債は、平成 19 年度における借入対象事業額により増減します。

合併特例債活用事業のうち消防本部庁舎整備事業が平成 20 年度以降に変更になったことにより 2 億 68 百万円の減額とします。平成 19 年度発行予定額（17 億 52 百万円 14 億 84 百万円）
新制度のもとでの退職手当債は、当初予算で 7 億円の発行を予定していましたが、前年度繰越金の増等の要因で全額減とします。
その他の市債は、自治振興資金について額の決定があったこと等により 52 百万円の減額とします。
- 9 前年度繰越金は額の確定にともない 11 億 80 百万円の増額となります。

歳出の状況

- 1 人件費は、職員給、手当、共済において執行残を 60 百万円見込むのと、早期退職者数の増加に伴い退職金の増額修正をおこない合計で 6 億 68 百万円の増額とします。

退職者（44 人 70 人） 退職金（11 億 82 百万円 19 億 10 百万円）
- 2 扶助費は、児童手当及び障害者福祉等における、平成 18 年度の実績及び支給対象者の見込みにより 2 億円の減とします。
- 3 公債費は、平成 18 年度発行額・利子等の確定により 1 億 13 百万円の減額とします。
- 4 物件費・補助・維持補修費は、執行段階での事業精査による削減分を含むものとします。

- 5 その他の経費として計上していた予備費は、湯水対策経費等を除き 30 百万円を減額します。
- 6 投資的経費の合併特例債活用事業の進捗により修正計上します。

事業費 23 億 29 百万円 20 億 46 百万円

消防本部庁舎整備事業が 1 年先延ばしになったため、平成 19 年度分計上額 2 億 63 百万円を減額します。防災関連施設整備事業において対象事業の増により 50 百万円の増とします。

収支及び基金について

- 1 第 2 次改定とほぼ同額の 1 億 60 百万円の黒字を確保します。
基金については、財政調整基金と退職手当基金において合計 5 億円の取り崩しを追加しますが、前年度繰越金の 1/2 を財政調整基金に、また、昭和町市有地用地売却収入を臨海地区施設管理基金に積み立てるため、基金総額で 4 億 51 百万円増加します。

平成 20 年度以降の状況

平成 18 年度で「骨太の方針 2003」で示された三位一体の改革は終了しましたが、平成 19 年度からは、新たな国の方針として 2011 年度（平成 23 年度）までに国と地方を合わせた基礎的財政収支（プライマリーバランス）の黒字化に向けた歳入歳出の各制度の改正が予想されます。現時点の積算は、内容が既に示されている制度を除き、平成 19 年度当初における制度（税制、地方交付税、国庫補助等）が継続することとして計上します。

歳入の状況

- 1 市税は、平成 18 年度決算及び平成 19 年度決算見込みを基本とし、現在の景気状況が継続するものとして計上します。

個人住民税は、景気維持回復による微増が見込まれますが、大量退職者による影響も考慮し、平成 20 年度以降は平成 19 年度決算見込み額とほぼ同額（51 億円）を計上します。

法人税は、景気の維持を基本とし平成 19 年度決算見込み額（14 億 36 百万円）より平成 24 年度まで 50 百万円/年の増を見込みます。

固定資産税は、国道 11 号線周辺等での宅地化の進展や新築家屋増加等により、平成 19 年度決算見込額（64 億 44 百万円）に 1 億円/年の増を見込みます。ただし、平成 21 年度、24 年度は、3 年毎に実施する評価替えにより減額（2 億円）とします。

- 2 地方交付税制度は、変動する要素があり、現時点では平成 19 年度交付決定額を基本に特殊事情により増減します。

地方の財源不足を補う臨時財政対策債制度の時限措置が、平成 16 年度～平成 18 年度から平成 19 年度～平成 21 年度まで延長されました。平成 19 年度計上額は、地方財政計画により前年度に比べ約 10%の減額を計上。平成 20 年度以降は 9 億 27 百万円を計上します。（今後の動向把握必須）なお、基準財政需要額に算入される償還金の理論償還額を修正します。

平成 19 年度算定より新型交付税制度（面積・人口比）が導入されましたが、本市では、大きい影響はありません（今後の動向把握必須）。

合併支援措置として特別交付税における措置が平成 19 年度（合計 6 億 4 千万円）で終了、普通交付税における措置として 1 億 60 百万円/年（H17～H21 合計 8 億円）を時限的に計上します。

合併特例債活用事業を平成 19 年度から本格に実施するため、後年度において元利償還金

の70%を交付税措置として計上します（借入金に対する償還計画を作成し管理します）。

バブル経済崩壊後の国の総合経済対策として採用された旧地域総合整備事業債などの事業費補正が終了することにもなう減額を新規計上します。

公害防止地区の解除により、今後償還終了する公害防止事業債の減額分を新規計上します。今後の下水道事業の起債の交付税措置分として、毎年5億円の借入で試算して清掃費に追加計上します。

税収の増減にともない基準財政収入額として、対前年度増減額の75%を新規計上します。

財政健全化計画期間（H17～H26）終了に併せて、地方交付税の合併算定替（合併がなかったものと仮定し毎年算定した普通交付税の額を保障）期間が終了し、5年間（H27～H31）で段階的に削減されるため、減額分（5年間の総額で約30億円）の財源確保が必要となります。

- 3 繰入金は、歳入歳出のバランスを図るうえからも慎重に対応し基金の延命化を図ります。

合併振興基金（H17年度積立分）について、平成22年度より制度の弾力化により前年度償還額分が翌年度で繰入れ可能になり、本市のコミュニティ活動などに対する財源として充当します。

- 4 諸収入は、平成19年度当初予算を基準とし、特殊事情を各年度に計上します。

平成21年度で、中部流通センターの株券の処分に伴う1億50百万円を計上します。

平成20・21年度で、競艇事業から50百万円の繰入を計上します。

- 5 市債は、後年度で負担増になる可能性があり慎重に取り扱います。

合併特例債は、平成20・21年度については総合計画・実施計画とリンクし計上します。

平成22年度以降は歳出に計上した事業費に基づき特定財源（国県支出金）を除く95%を発行します。

退職手当債は、退職金の平準化目的で発行を予定しており、現時点では平成20年度と21年度の2ヶ年とします。ただし発行にあたっては、毎年度決算見込みと退職手当基金などの状況を見極め、極力抑制します。

合併特例債事業を除く、一般事業の市債の発行は、県自治振興資金の借入枠の削減や、後年度の公債費の増加を勘案し、交付税措置の有する市債の発行を優先し、極力発行を抑制します。

歳出の状況

- 1 人件費は、平成18年度決算額及び平成19年度決算見込みを基本とします。

職員給与等には、普通会計（一般会計＋老人ホーム特会）に係る人件費、特別職給、議会議員報酬、その他行政委員等報酬を含んでいます。

職員数は、定員適正化計画に基づき、平成22年度で980人体制を基本とします。

退職者数は、現時点における退職予定者により修正計上します。退職金は一人当たり25百万円/年とします。

新規採用者数は、平成23年度以降は、平成22年度から26年度の退職者総数の1/2を5カ年で按分し計上します（20人）。また、給与額は一人当たり350万円/年とします。

人件費に係る職員数は、全職員数に平成19年度当初予算における職員数割合（962人普通会計職員数÷1,105人全職員数=0.87）で乗じた数とします。

- 2 扶助費は、平成18・19年度で少子化対策として児童手当の支給対象、支給額の拡大など大きい改正がありました。

今後も国の制度改正が想定されますが、現時点では平成19年度の現行制度が継続するも

のとします。

社会保障関係（医療・福祉等）経費の増加は、対象者の増加などにより著しいものがありますが、単独扶助経費の節減等を実施し抑制に努め 30 百万円 / 年の微増とします。なお、毎年 2 億円の執行残を見込みます。

- 3 公債費は、平成 26 年度までは、平成初期の既借入分について償還が完了する事業が多く、減少傾向にあります。合併特例債活用事業等（事業費約 240 億円）の実施により平成 24 年度以降で公債費が増加しますので、特に平成 27 年度以降の起債残高及び償還計画の慎重な管理が必要です。

公債費の推移は、既借入（通常）分については、償還が完了する市債が多く減少しますが、合併特例債の発行に係る元金償還の開始により、平成 25 年度から約 10 年間に亘り増加（約 40～42 億円）します。ただし、合併特例債の元利償還については、交付税措置があります（70%措置）。

市債の年度末残高は、公債費の推移と同様に既借入分の償還完了に伴い減少しますが、合併特例債の発行により平成 20 年度から平成 26 年度までの間がピークとなります（約 340～370 億円）。

- 4 物件費・補助費は、集中改革プラン等により経常的な経費を中心に大幅な削減に取り組まれますが、今後、民間移譲等が進むと委託経費が増加する可能性があります。

物件費は、平成 19 年度当初予算ベースから 2 億円の削減額を見込みます。

平成 21 年度に亀寿園代替施設整備補助金として 1 億 50 百万円を計上します。

- 5 繰出金は、繰出基準により行いますが、各特別会計での取り組みにより増減します。

下水道事業は、集中改革プランに基づき極力事業費を抑制し減額に努めます。

社会保障関係の特別会計は、対象者数の増などにより国保（50 百万円 / 年）介護保険（20 百万円 / 年）の増加とします。なお、老人保健については 20 年度より後期高齢者医療制度に移行しますが、現時点で未確定部分があることから、第 2 次改定同様（30 百万円 / 年）の増加とします。

- 6 投資的経費は、引き続き合併特例債を有効に活用し、補助対象事業を除き、緊急維持補修を最優先し事業費の抑制に努めます。

また、合併特例債の計画については、総合計画の実施計画の中で事業の内容（実施年次、事業費など）を見直し変更を行います。

教育施設などの耐震化（改築を含む）事業は、早急な対応が必要であり出来る限り前倒しで事業に取り組まれます。

幹線市道の整備について合併特例債の発行が可能になり、現在、進行中の中津土器線などの整備費の補助残について合併特例債を活用します。

平成 20 年度・21 年度は 1 年先延ばしとなった消防本部庁舎整備事業費を除き、総合計画の実施計画に計上した事業費とします。平成 22 年度以降の事業費は、次期実施計画の作成時において明らかになるため、平成 22 年度～平成 26 年度までの残事業費（総事業費 240 億円から平成 21 年度までの事業費 166 億 30 百万円を除いた額 73 億 70 百万円）を 5 年間で按分した事業費 14 億 74 百万円を計上します。

収支及び基金の状況

- 1 平成 20 年度以降の収支は、総合計画や集中改革プランの実施状況と密接に関連し、初期の目標（早期の累積収支の黒字化）に向けて進めます。なお、今回の改定で、平成 20 年度に繰入金の一部増加することで累積収支の赤字を解消します。また、早期退職が進み平成 20 年度以降の

人件費に減額が見込めること、さらに、扶助費・物件費の削減や退職手当債などの減額による公債費の減により、各年度において黒字を確保できる見通しとなります。

- 2 合併振興基金の取り扱い制度の弾力化により、平成 22 年度より繰入れを開始します。また、収支の黒字部分について 1/2 を財政調整基金に積み立て、基金の延命化を図り、平成 27 年度以降の財源を確保します。

財政健全化計画の進行管理について

- 1 財政健全化に向けての進捗状況は、歳出面では、定員適正化計画に基づく人件費の抑制をはじめ、集中改革プランの取り組みなどにより、着実に改善が図られており、更に集中改革プラン後期計画の確実な実行が望まれます。
- 2 一方、今回の改定が示すように、歳入面では、地方交付税の総額抑制に伴う交付額の減少や国・県の補助・負担金の削減など歳入総額の確保が難しい状況にあります。また、地方交付税額などの回復のメドは見込まれず、本市として、受益者負担の徹底、市有財産の売却などの独自の方策を推進し、歳入確保に努める必要があります。
- 3 今後、地方交付税制度や平成 20 年度の医療制度改革など国の制度改正や、県の新財政再建方策などの動向を、早期に把握し財政健全化計画に反映することにより財政の健全化に努めます。
- 4 また、地方財政健全化法が制定され、新しい財政数値指標が、平成 20 年度決算から導入される予定です。これらも踏まえ、本市の収入環境に見合った財政規模の見直しも含め、長期的な財政計画の策定が必要となります。